

こんにちは。

毎月お送りしている「人事労務レポート」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

#### 【目次】

1. パートタイマー就業規則
2. 10 月以降の社会保険加入時の確認事項
3. 労働保険料の口座振替

■社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

---

---

#### 1. パートタイマー就業規則

---

皆様の会社では、パートタイマー用の就業規則を作成していますか？

独立行政法人労働政策研究・研修機構が公表した「労働条件の設定・変更と人事処遇に関する実態調査」の調査結果によると、企業全体の約半数にあたる 53.8%の会社でパートタイマー用の就業規則を作成しています。

休暇や休職、賞与、退職金など、正社員とパートタイマーでそれぞれ異なる条件を定めている事項も多いのではないのでしょうか。

これらの事項について、就業規則でパートタイマーに関する別段の定めをしていない場合、パートタイマーにも正社員用の就業規則が適用されることがあります。

来年 4 月に施行される改正パートタイム労働法では、職務内容や人材活用の仕組み（人事異動の有無や範囲等）が正社員と同一であるパートタイマーについて正社員との差別的取扱いが禁止されました。パートタイマー用の就業規則を作成して、これらの点について正社員との違いを明確に定めておくことも大切です。

全労働者の 1/3 が非正規従業員である今、パートタイマー用就業規則の作成は労務管理上、重要なポイントです。

パートタイマー用就業規則に関するご質問やお問い合わせは弊所までご連絡下さい。

<http://www.jil.go.jp/press/documents/20140918.pdf>

---

## 2. 10月以降の社会保険加入時の確認事項

---

10月から、社会保険の加入手続において確認する事項が一部変わりました。

・基礎年金番号が不明、もしくは20歳未満等で基礎年金番号を持っていない場合  
免許証やパスポートで本人確認を行った上で、「住民票上の住所」を届出用紙に記載する必要があります。

なお、20歳以上で基礎年金番号を持っていた方は、従来どおり「年金手帳再交付申請」も同時に行います。

・外国籍の方の場合

外国籍の方の氏名は、資格取得の都度カタカナ表記が相違すると、年金記録が複数できてしまう恐れがあります。

そのため、従来は任意だったローマ字氏名の登録が原則必要となり、「ローマ字氏名届」を資格取得届と同時に提出します。

雇用保険の加入時にも国籍や在留期間を確認するため、在留カードや住民票を必ず確認しましょう。

また、氏名変更や第3号被保険者の届出の際も、同様に提出が必要です。

基礎年金番号が不明な場合の住所確認

<http://www.nenkin.go.jp/n/data/service/00000220970MxGWNHhs4.pdf>

外国人のローマ字氏名届

<http://www.nenkin.go.jp/n/data/service/0000022096zuAGXZpmGD.pdf>

---

## 3. 労働保険料の口座振替

---

10月31日は労働保険料第二期分の納期限です。労働保険料を延納(分割納付)している会社には労働局から納付書が送付されますので、納付を忘れないように注意して下さい。

労働保険料の納付方法は、納付書によるものの他に口座振替の制度があります。

口座振替による納付の場合、納付書を金融機関に持参する手間が省ける他、納付書による振込に比べて納期限(口座振替納付日)が若干遅くなります。

制度の詳細と具体的な申込方法は下記リンク先をご参照下さい。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html)

**\* 毎月 1 回、メールでも配信しています。メール配信をご希望の方は、下記の  
連絡先までお気軽にご連絡ください。**

---

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆: 望月孝次、佐藤貴之

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5 ヒロビル 2F

TEL: 03-5775-0762 FAX: 03-5775-0763

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook : <http://www.facebook.com/ysoffice>

---

★5月30日に代表山口の新著が発売されました。

「裁判事例から見える労務管理の対応策」(新日本法規出版)

[http://www.sn-hoki.co.jp/shop/product/book/detail\\_50857.html](http://www.sn-hoki.co.jp/shop/product/book/detail_50857.html)